

東京学芸大学附属世田谷小学校における性暴力・性犯罪防止に関する
学校管理体制指針及び教職員の行動規範

令和 5 年 5 月 22 日

令和 6 年 4 月 1 日改訂

校長決定

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(教育職員性暴力等防止)」が令和 4 年 4 月に施行されたことを踏まえ、児童の人権を尊重し、本校において、児童を性暴力・性犯罪から守るための学校管理体制の指針及び教職員の行動規範を以下の通り定める。

記

【性暴力・性犯罪防止に関する学校管理体制指針】

- 1 本校に「子どもの権利擁護委員会」を設置し、「性暴力・性犯罪防止」について組織的に対応する。
- 2 「子どもの権利擁護委員会」の構成員は、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、及び校長が必要と認めた者とする。
- 3 「子どもの権利擁護委員会」の所掌事項は以下の通りとする。
 - (1) 児童及び保護者に対する啓発活動
 - (2) 児童に対するアンケート調査の実施
 - (3) 教職員に対する啓発及び研修の実施
 - (4) 児童及び保護者からの性暴力・性犯罪等に関する相談・訴えなどがあった場合の調査・対応
 - (5) 必要に応じた外部機関との連携
 - (6) その他、校長が必要と認めた事項

【性暴力・性犯罪防止に関する教職員の行動規範】

- 1 児童からの相談等や生徒指導上の諸問題は、一人で抱え込むことなく、教職員集団で情報を共有しチームで対応する。
- 2 密室になるような場所で児童と二人きりになって個別の指導をすることは原則としてしない。なお、緊急性等があり、やむを得ず密室での個別の指導が必要な場合は、事後に管理職に報告する。
- 3 児童に対する指導上不必要な身体接触は行わない。
- 4 学校管理の機器ではない個人のスマートフォンやデジタルカメラなどを使用して、児童の撮影は行わない。なお、緊急性等があり、やむを得ず個人の機器を使用する必要がある場合は、事後に管理職に報告し適切に事後処理を行う。
- 5 SNS 等を用いた児童及び保護者等への連絡に関しては、「東京学芸大学附属学校教職員による SNS 等を用いた児童生徒等への連絡に関するガイドライン」に従うこととする。
- 6 児童と校外で個人的に会うことはしない。また、個人的に、児童を教職員の自宅等に迎えたり、自家用自動車に同乗させたりしない。
- 7 校内外における教職員による児童への不適切な言動を見たり聞いたりした場合は、速やかに管理職に報告する。
- 8 大学との共同研究や連携、及び社会・地域との連携事業等、教育課程外の活動においても、上記行動規範を遵守するものとする。